

工事対象施設

別紙 3 (令和2年10月1日公表時)

施設名	設備名	新設	撤去	改良	備考
① 着水井	躯体	○	○		新設着水井は新導水管、既設導水管と接続 旧水質計器室 採水ポンプ等 操作盤・分電盤等 流量計、水位計等 小出し槽含む 小出し槽含む 火山灰対策
	建屋		○		
	建屋 (薬品注入)	○			
	着水調節弁	○	○		
	沈殿池流入調節弁	○	○		
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	計装設備	○	○		
	硫酸注入設備	○			
	前次垂注入設備	○			
消石灰注入設備	○				
② 原水水質計器室	建屋	—	—		配管等 操作盤・分電盤等 濁度計、pH計、水温計等
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	計装設備	○	○		
③ 硫酸貯留棟	建屋	○	○		既設は注入設備と共通 貯留槽、配管等 制御盤・分電盤等 令和5年度までに撤去。本設までの期間は仮設施設の設置を認める。
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	計装設備	○	○		
	注入設備		○		
④ PAC貯留棟	建屋	○			貯留槽、配管等 制御盤・分電盤等
	機械設備	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
⑤ 次亜貯留棟	建屋	○			貯留槽、配管等 制御盤・分電盤等
	機械設備	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
⑥ 混和池	躯体	○		○	新設混和池は既設と直列に設置 前次垂入室 攪拌装置 (新設混和池に新設、既設は撤去後新設) 操作盤等 小出し槽含む
	建屋 (薬品注入)	—	—		
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	前PAC注入設備	○			
	前次垂注入設備		○		
⑦ 沈でん池 (フロック形成池含む)	躯体			○	集水渠4分割化、北側処理水取出口新設 電気室等 中次垂入室 採水ポンプ、配管、フロキュレータ、汚泥掻き機等 操作盤・受配電盤等 電気室に設置 (着水井、混和池、沈でん池用)
	建屋	○			
	建屋 (薬品注入)	—	—		
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	監視制御設備	○			
	中次垂注入設備		○		
⑧ 粒状活性炭吸着設備	躯体	○			電気室等 操作盤・受配電盤等 界面計、溶存酸素計、水位計等 電気室に設置 洗浄用
	建屋	○			
	機械設備	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
	監視制御設備	○			
	次亜注入設備	○			
		○			
⑨ 再凝集池	躯体	○			操作盤等 ろ過池原水渠水位計等 既設は塩素室2F、小出し槽含む 既設は沈でん池出口、小出し槽含む
	建屋 (薬品注入)	—			
	攪拌装置	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
	後PAC注入設備	○			
	中次垂注入設備	○			
		○			
⑩ 急速ろ過池	躯体	○	○		既設は第1ろ過池10池、第2ろ過池16池 電気室等 原水弁、浄水弁、表洗弁、逆洗弁、排水弁等 採水ポンプ、配管等 操作盤・受配電盤等 流量計、水位計、粒子計等 電気室に設置 小出し槽含む
	建屋	○			
	洗浄水槽	○			
	バルブ類	○	○		
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	計装設備	○	○		
	監視制御設備	○			
	後次垂注入設備	○	○		
		○			
⑪ 1号配水池	躯体		○		緊急遮断弁等 操作盤等 水位計等
	機械設備		○		
	電気設備		○		
	計装設備		○		
⑫ 天日乾燥床	躯体		○		
⑬ ポンプ井	躯体	○			電気室等 送水、洗浄揚水用 採水ポンプ、配管等 操作盤・受配電盤等 流量計、水位計等 電気室に設置
	建屋	○			
	ポンプ	○			
	機械設備	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
	監視制御設備	○			
		○			

工事対象施設

別紙 3 (令和3年1月18日修正)

施設名	設備名	新設	撤去	改良	備考
① 着水井	躯体	○	○		新設着水井は新導水管、既設導水管と接続 旧水質計器室 採水ポンプ等 操作盤・分電盤等 流量計、水位計等 小出し槽含む 小出し槽含む 火山灰対策
	建屋		○		
	建屋（薬品注入）	○			
	着水調節弁	○	○		
	沈殿池流入調節弁	○	○		
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	計装設備	○	○		
	硫酸注入設備	○			
	前次垂注入設備	○			
消石灰注入設備	○				
② 原水水質計器室	建屋	—	—		配管等 操作盤・分電盤等 濁度計、pH計、水温計等
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	計装設備	○	○		
③ 硫酸貯留棟	建屋	○	○		既設は注入設備と共通 貯留槽、配管等 制御盤・分電盤等 令和5年度までに撤去。本設までの期間は仮設施設の設置を認める。
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	計装設備	○	○		
	注入設備		○		
④ PAC貯留棟	建屋	○			貯留槽、配管等 制御盤・分電盤等
	機械設備	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
⑤ 次亜貯留棟	建屋	○			貯留槽、配管等 制御盤・分電盤等
	機械設備	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
⑥ 混和池	躯体	○		○	新設混和池は既設と直列に設置 前次垂注入室 攪拌装置（新設混和池に新設、既設は撤去後新設） 操作盤等 小出し槽含む
	建屋（薬品注入）	—	—		
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	前PAC注入設備	○			
	前次垂注入設備		○		
⑦ 沈でん池 (フロック形成池含む)	躯体			○	集水渠4分割化、北側処理水取出口新設 電気室等 中次垂注入室 採水ポンプ、配管等 操作盤・受配電盤等 電気室に設置（着水井、混和池、沈でん池用）
	建屋	○			
	建屋（薬品注入）	—	—		
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	監視制御設備	○			
	中次垂注入設備		○		
⑧ 粒状活性炭吸着設備	躯体	○			電気室等 操作盤・受配電盤等 界面計、溶存酸素計、水位計等 電気室に設置 洗浄用
	建屋	○			
	機械設備	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
	監視制御設備	○			
	次亜注入設備	○			
		○			
⑨ 再凝集池	躯体	○			操作盤等 ろ過池原水渠水位計等 既設は塩素室2F、小出し槽含む 既設は沈でん池出口、小出し槽含む
	建屋（薬品注入）	—			
	攪拌装置	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
	後PAC注入設備	○			
	中次垂注入設備	○			
		○			
⑩ 急速ろ過池	躯体	○	○		既設は第1ろ過池10池、第2ろ過池16池 電気室等 原水弁、浄水弁、表洗弁、逆洗弁、排水弁等 採水ポンプ、配管等 操作盤・受配電盤等 流量計、水位計、粒子計等 電気室に設置 小出し槽含む
	建屋	○			
	洗浄水槽	○			
	バルブ類	○	○		
	機械設備	○	○		
	電気設備	○	○		
	計装設備	○	○		
	監視制御設備	○			
	後次垂注入設備	○	○		
		○			
⑪ 1号配水池	躯体		○		緊急遮断弁等 操作盤等 水位計等
	機械設備		○		
	電気設備		○		
	計装設備		○		
⑫ 天日乾燥床	躯体		○		
⑬ ポンプ井	躯体	○			電気室等 送水、洗浄揚水用 採水ポンプ、配管等 操作盤・受配電盤等 流量計、水位計等 電気室に設置
	建屋	○			
	ポンプ	○			
	機械設備	○			
	電気設備	○			
	計装設備	○			
	監視制御設備	○			
		○			

